

子どもの虐待②

子どもの叫びが

届いていますか

子どもの命を守る安心できる学校園での取組



「安心して、幸せに、暮らしたい」

子どもたちはみんな、このような願いを持っています。しかし、虐待の状態に置かれ、不安を抱えて、日々を暮らしている子どもがいます。

「自分が悪いんだ」
 「自分さえがまんすればいい」
 「家族と離れたくない」
 「このままでいいからここで暮らしたい」
 「希望や願いを持たなければいい」
 「なぜ、自分だけがこんな思いを」
 「自分の思いに気付いてほしい」

私たちはこれらの思いや願いに気付くことができていますでしょうか。

子どもの思いを探るのは、大人の責任であり使命である

子どもがどう思っているか分からなければ、大人は『子どもにとっての最善の利益』が何か、決して分からない。子どもの思いを探るのは、大人の責任であり、使命である。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」より

（第3条 児童の最善の利益 第12条 意見表明権 第19条 虐待からの保護）

平成26年度「子どもの命と安全を守る人権教育」調査・研究

1. 虐待の背景にあるもの



保護者が自分の子どもを虐待してしまう背景には、いくつかの原因が考えられます。

保護者の子育てを取り巻く様々な状況が、保護者の自信を喪失させ、虐待を止められなくなってしまうこともしばしば見られます。

虐待の背景には、右のような原因が考えられます。

- 経済的な問題などによる生活基盤の弱さ
 - 育児に対するストレスや不安
 - 子どもの人権についての理解不足
 - しつけとしての暴力の容認
 - 子どもと保護者の思いの行き違い
 - 地域・友人・親族などのつながりが弱い
 - 望まない出産など育児に対する準備不足
 - 固定的な男女の役割分担意識
 - 周りからの過度な期待
- (「虐待の基礎的理解(文部科学省)を元に作成」)

保護者を責めることでは、解決しません。背景に、社会全体の問題や課題があることを捉える必要があります。学校で取り組めることについて考えていきましょう。

2. 虐待から命を守るために 学校でできること



①感情表現を育む(就学前から小学校低学年)

言葉を未習得の(まだ言葉で伝えられない)子どもが感情を伝えようと、泣いたり、笑ったりしても、だれも自分を満たしてくれない。そのような状態が続くことは、子どもが感情を出すことをあきらめてしまうことにつながります。また、自分の感情を出すたびに叱られると、感情を外に出さなくなります。これらのことが積み重なると、自分の感情を押し殺したり、逆に感情を爆発させたりしてしまうことにつながります。

学校園でできることは

○感情を受け止め、感情を引き出す

- ・スキンシップ(ぬくもりを感じ合う)
- ・言葉かけ(共感し合う)
- ・感情を言葉で表す(「楽しいの?」「怒ってるの?」「うれしいの?」「悲しいの?」など)
※感情に良い・悪いはない、悲しみや怒りの感情も肯定的に捉えることが大切

○互いの気持ちを表現し合う～感情教材を使って～

- ・感情教材(「星のハート」「いま、どんなきもち?」など)を使って、今の自分の気持ちとその理由をまわりに伝える活動をする
※自分の気持ちを出してはいけないと思ってしまっている子どもに対して、感情は出してもいいことを伝え続ける
※相手の気持ちを知り、様々な気持ちがあることを理解していく

○生い立ちの学習～保護者とのつながりを探る～

- ・自分の生まれてきた時のことを保護者等から聞く
- ・命がつながり、守られてきたからこそ、今、生きていることを知る
- ・今の自分の暮らしをつづり、友達の暮らしを知り合う
※学級には様々な生い立ちのある子どもがいるので、取り組む際にはこれらの子どもたちに配慮して行う必要がある。

○自分の身体と命を大切に感じられるように

- ・自分だけの大切な身体について学ぶ
- ・自分の気持ちの大切さを学ぶ

○ヘルプメッセージを出せるように

- ・自分が「いや」と感じることを「いや」と言える、困っているときに「助けて」と言える（＝ヘルプメッセージを出せる）ように、体験を積み上げる。
- ・「子どもはみんなたいせつ」「こんなこといやだ！」などを使って学習する。（人権教育教材集・資料 平成23年度版）

○思いや願いを受けとめてもらえる経験を重ねる

- ・自分の思っていることや考えていることを聴いてもらったり、受け止めてもらったりする。（先生あのね帳、綴り方、日記、スピーチ等の取組）
- ・自分がいやだな、心配だなと思うことを伝えられる場がある。（班活動、学級会、一日の振り返り等の取組）
→自分の思いや願いを伝えると受け止めてもらえるという安心の場が大切です。

※これらの取組の中で「自尊感情」「自己肯定感」が育まれ、自分らしさが発揮できるようになります

②互いの思いを受け止める取組（小学校高学年～中学校）

「自分がきちんとできないから、嫌なことをされてもしかたがない。自分が悪いから叱られるのはしかたがない」今までずっと同じ環境の中で育ってきたので、このような状態が当たり前になっている場合がありますが、自分の生活を見つめ、周りの友だちの生活を知ること、気付くことがあります。また、周りの友だちがその子どもの生活に気付き、ヘルプメッセージを出すこともあります。次のような取組を行うことで、子どもたちの様々な気付きにつながります。



学校でできることは

○自分の考えや思いを伝える

- ・絵本や物語などを通して、主人公と自分を重ね、自分の思いや考えを持ち、友達と交流する。
- ・学級会やクラスミーティングなどで、自分の考えを伝え、友達の考えを聞き、意見を交流できるようにする。

○周りの友達の生活や思いに気付く

- ・子どもたちが主体的に取り組む児童会や生徒会の活動を進めていく。
- ・学校やクラスの課題を子どもたち自身が解決していく力を育む。
- ・子どもたちが社会の活動から学び、自分たちが何をできるか考える取組を進める。
- ・「自分も相手も大切に」を活用する。（人権教育教材集・資料 平成23年度版）

○命の大切さを学ぶ

- ・子育てについて体験する取組をする。
- ・妊娠している人の体験の聞き取りをする。
- ・助産師さんから聞き取りをする。
- ・赤ちゃんを抱いたり、触れ合ったりする体験をする。
- ・保育所等との交流や保育体験をする。

○自分の生活を見つめる取組

- ・自分の生活をつづり、語り合う。
- ・クラスミーティングなどで、自分の今悩んでいることや困っていることを聞き合い、思いを共感し、ともに解決しようとする。
- ・様々な課題に向き合っている人との出会いや聞き取りから生き方を学び、自らの生き方を考え、生活に展望を持てるようにする。

○保護者の自分たちへの思いを学ぶ

- ・保護者からの聞き取りや「親学習」を通して、保護者とのつながり確かめる。

③命をつないでいくための役割を学ぶ（高等学校）

命の大切さを学び、命をつないでいくための役割を学びます。子どもたちを育てるために、社会に参画するすべての大人が関わる必要があることを学び、子育てを地域や社会が支援することの大切さを理解することをめざします。

学校でできることは

○子育てについて考える取組

- ・子育て中の方からの聞き取り学習をする
- ・実際に子どもが良いことをしたらどうするか、良くないことをしたらどうするか、自分ならどうやって子育てを行うかなどを考え、話し合う
- ・子どもたちがけんかしたときにどのように対応するかなどのロールプレイを行い、実際に体験する

○感情をコントロール（感情と向き合う）するための学習

- ・自分の怒りが起こるのはどのようなときなのか考え、理解する
- ・怒りが起こったときに、リラックスできる方法を具体的に考え、行動する

○コモンセンス・ペアレンティング（CSP※）の活用

- ・子どもの良い行動を誉め、子どもと大人の信頼関係を築き、子どもが社会に関わる力を身に付ける
- ・大人が子どもに行ってほしいことを具体的に話し、練習する
- ・「子どもが家族や社会の一員として、自分でできることを行うこと」をめざしてしつけを行う。

※CSPは、アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のトレーニングプログラムで、保護者と子どものコミュニケーションの改善を目標として保護者がそのスキルを学ぶことを目標にしています。

3. 保護者支援・連携 子育てを地域や学校で支える



虐待の早期発見や未然防止には、子育ての主体である保護者への支援や関係機関との連携が不可欠です。とりわけ、保護者が虐待をしてしまう場合、周りとのつながりが途切れ孤立している状況が伺えます。保護者の子育てを地域や学校で支えていく取組が必要です。

学校園でできることは

○学校園所やPTAなどの取組を情報発信や保護者が学べる場を設定する

- ・子どもの考え、思いがつづられたものを、通信などで保護者や地域に発信する
- ・子どもを守る取組を保護者や地域と一緒に行うとともに、その取組に対する感謝の会などを子どもたちが中心となって行い、地域の方と子どもたちが触れ合える場をつくる
- ・保護者や地域の方へ、PTAと学校が作成したパンフレットなどを配付する
- ・子どもとの関係や子育てについて学び合う「親学習」を体験する
親学習プログラム『「親」をまなぶ・「親」をつたえる』（大阪府教育委員会）

○保護者や地域とのつながりを学校園が築く

- ・保護者や地域の方が気軽に相談できる体制をつくり、悩みや不安を共有できるようにする
- ・保護者や地域の方が参加しやすい子育て支援の啓発活動を行い、虐待防止の理解を深める

○関係機関とつなぐ

- ・子どもたちの様々な課題を、スクールソーシャルワーカー（SSW）やコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）と共有し、必要に応じて福祉につなぐ取組を進める。
- ・SSW、CSWに加えて地域の福祉に関わる組織や人材と連携する取組を進める。
「支援を要する子どもたちへの事業活用ハンドブック」（大阪府 平成25年）

【参考】虐待防止の取組

CAPの虐待防止

http://www.cap-j.net/q-a_new.html

オレンジリボン運動

<http://www.orangeribbon.jp>

平成27年3月

大阪府教育センター

人権教育研究室